

# 歯科技工所 開設等の手引き



潤水都市 さがみはら

平成29年4月  
相模原市健康福祉局保健所

目次

1. 歯科技工所の開設手続き . . . . . P 1  
 2. 管理者の設置及び義務 . . . . . P 2  
 3. 歯科技工所の構造設備基準 . . . . . P 2  
 4. 歯科技工指示書の記載事項 . . . . . P 3  
 5. 広告の制限 . . . . . P 3  
 6. 歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理 . . . . . P 3  
 7. 歯科技工所開設届出事項に変更を生じた場合 . . . . . P 4  
 8. 歯科技工所を休止（廃止）又は再開する場合 . . . . . P 4

この手引きでは、歯科技工士法に基づく歯科技工所の開設や変更等に必要な手続き及び歯科技工を行う上で遵守しなければならない事項について説明します。

【各種手続きの流れ】

（歯科技工所を開設する場合）\* 1 ~ 3 P 参照

事前相談	開設	開設届提出	現地調査
構造設備や必要書類(届出書+添付書類)、開設の日程、広告などについて、あらかじめご相談ください。	施設設備等が整い、歯科技工を開始したとき。	開設後10日以内に保健所窓口へ開設したことを届け出てください。	職員が施設の調査に伺います。

（従事者や構造設備等に変更が生じる場合）\* 4 P 参照

事前相談	変更	変更届提出	現地調査
歯科技工所の増改築等、構造設備に変更が生じる場合は、あらかじめご相談ください。	構造設備の変更、従事者の追加、退職等により、開設届出事項に変更が生じたとき。	変更後10日以内に保健所窓口へ変更したことを届け出てください。	構造設備に変更が生じた場合は、職員が施設の調査に伺います。

（休止又は廃止した場合）\* 4 P 参照

休止又は廃止	休止（廃止）届提出	再開届提出 （休止の場合に限る）
休止(廃止)により、当該歯科技工所において歯科技工を行わなくなったとき。	休止(廃止)後10日以内に保健所窓口へ休止(廃止)したことを届け出てください。	再開後10日以内に保健所窓口へ再開したことを届け出てください。

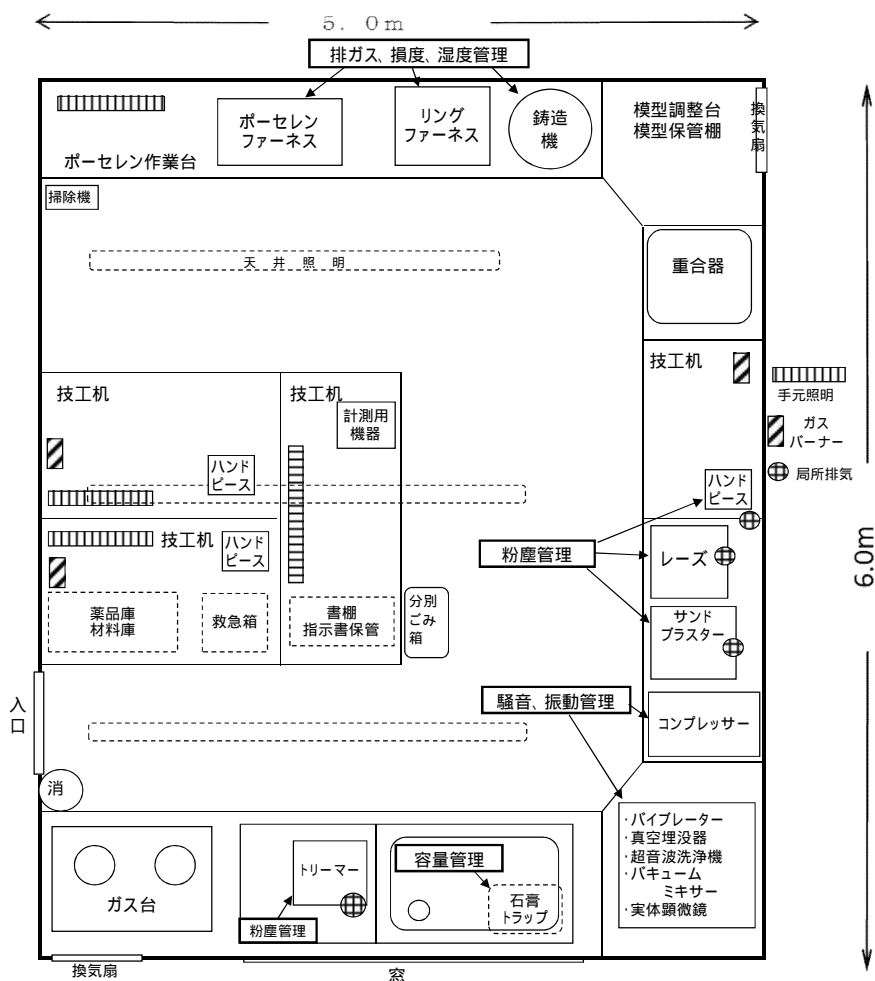
# 1. 歯科技工所の開設手続き(歯科技工士法第21条第1項)

歯科技工所開設後10日以内に「歯科技工所開設届」2部を保健所に提出してください。  
 なお、2部提出のうち、1部(副本)は受付印を押してお返しいたします。

提出書類		提出部数	注意事項
歯科技工所開設届		2部 (1部返却)	様式は保健所窓口での受け取り若しくは相模原市公式ホームページからダウンロードすることができます。
添付書類	管理者及び従事者の歯科医師免許証の写し又は歯科技工士免許証の写し	1部	<b>資格免許証原本</b> と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	歯科技工所の平面図	1部	各室の用途及び寸法をメートル単位で示し、主な設備及び器具等の配置を記入してください。
	所在地周辺の見取図	1部	最寄の駅等から歯科技工所までがわかる図面で、所在地を朱塗りしてください。

- \* 開設者が法人である場合は、必要に応じて登記事項証明書の提示を求めることがあります。
- \* 歯科医師や歯科技工士を採用する際には、運転免許証等の原本により本人確認を徹底してください。
- \* 開設届出が受理されていることの証明を希望される場合は、手数料(1部300円)が別途必要です。

## 平面図記載例



## 2 . 管理者の設置及び義務（歯科技工士法第 2 2 条及び第 2 3 条）

歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であってその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士である管理者（実務経験 5 年以上が望ましい）を置かなければなりません。

管理者は、歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければなりません。

## 3 . 歯科技工所の構造設備基準（歯科技工士法施行規則第 1 3 条の 2）

歯科技工所には構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の基準に適合するようにしてください。

( 1 )	歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。（下記チェックリスト参照）
( 2 )	歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
( 3 )	手洗設備を有すること。
( 4 )	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
( 5 )	安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、1 0 m <sup>2</sup> 以上の面積を有すること。
( 6 )	照明及び換気が適切であること。
( 7 )	床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
( 8 )	出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
( 9 )	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
( 1 0 )	廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
( 1 1 )	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
( 1 2 )	歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

### 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等チェックリスト

防音装置    防火装置    消火器    照明設備    空調設備    給排水設備    石膏トラップ  
空気清浄機    換気扇    技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）    電気掃除機    防塵用マスク  
分別ダストボックス    模型整理棚    書籍棚    救急箱    吸塵装置（室外排気が望ましい）  
歯科技工用作業台    材料保管棚（保管庫）    薬品保管庫

## 4 . 歯科技工指示書の記載事項（歯科技工士法施行規則第12条）

歯科技工士法第18条により歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならないとされています。なお、歯科技工指示書の記載事項等は、以下のとおりです。

(1)	患者の氏名
(2)	設計
(3)	作成の方法
(4)	使用材料
(5)	発行の年月日
(6)	発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
(7)	当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地
保存年限	歯科技工所の管理者は、歯科技工指示書を当該歯科技工が終了した日から起算して2年間、保存しなければなりません。（歯科技工士法第19条）

## 5 . 広告の制限（歯科技工士法第26条第1項及び第2項）

歯科技工士法に定められた事項以外は、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告することはできません。

また、広告可能な事項であっても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたってはならないとされています。

### 広告できる事項

- (1) 歯科医師又は歯科技工士である旨
- (2) 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- (3) 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) その他相模原市長の許可を受けた事項

## 6 . 歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理

歯科技工所における歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的として、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理に関する事項が定められています。詳しくは、「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」（平成24年10月2日医政発1002第4号別紙）を参照してください。

## 7. 歯科技工所開設届出事項に変更を生じた場合（歯科技工士法第21条第1項）

開設届出事項に変更を生じた場合は、変更後10日以内に「歯科技工所開設届出事項変更届」2部を保健所に提出してください。なお、2部提出のうち、1部（副本）は受付印を押してお返しいたします。

提出書類		提出部数	注意事項
歯科技工所開設届出事項変更届		2部 (1部返却)	歯科技工所の移転や法人化等による開設者の変更は、変更届ではなく、移転前(旧開設者)の歯科技工所廃止届及び移転後(新開設者)の歯科技工所開設届を提出してください。
変更事項	添付書類等	提出部数	注意事項
構造設備の概要及び平面図	歯科技工所の平面図 (変更前・変更後)	1部	構造設備基準に適合するようにしてください。 変更前・変更後の図面(各室の用途及び寸法をメートル単位で示し、主な設備及び器具等の配置を記入したもの)を添付してください。
管理者の住所及び氏名	管理者の資格免許証の写し(氏名変更の場合)	1部	氏名変更の場合は、 <b>資格免許証原本</b> と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
業務に従事する歯科技工士(歯科医師)の氏名	従事者の資格免許証の写し	1部	<b>資格免許証原本</b> と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
開設者の住所及び氏名	運転免許証等、変更内容を証明できるもの	提示のみ	運転免許証等で変更内容の確認を行いますので、原本を窓口にお持ちください。なお、開設者が代わる場合は、新たに歯科技工所開設届の提出が必要です。
歯科技工所の名称	無し		広告等の修正を併せて行ってください。

\* 変更事項が法人に関する事項である場合は、必要に応じて登記事項証明書の提示を求められることがあります。

\* 歯科医師や歯科技工士を採用する際には、運転免許証等の原本により本人確認を徹底してください。

\* 変更届出が受理されていることの証明を希望される場合は、手数料(1部300円)が別途必要です。

## 8. 歯科技工所を休止(廃止)又は再開する場合（歯科技工士法第21条第2項）

歯科技工所を休止、廃止又は再開した場合は、10日以内に「歯科技工所休止(廃止・再開)届」2部を保健所に提出してください。なお、2部提出のうち、1部（副本）は受付印を押してお返しいたします。

提出書類	提出部数	注意事項
歯科技工所休止(廃止・再開)届	2部(1部返却)	休止の場合は、再開した際にも届出が必要です。

\* 休止(廃止・再開)届出が受理されていることの証明を希望される場合は、手数料(1部300円)が別途必要です。